

ウクライナ疑惑をめぐるトランプ米大統領に対する弾劾訴追決議が12月18日、米下院で可決された。歴代45人の米大統領で罷免にもつながらる弾劾で訴追されたのは3人目だ。訴追内容は、2020年大統領選を有利に運ぼうとしてウクライナ政府に圧力をかけた「権力の乱用」と、弾劾調査のための召喚状に従わないよう連邦政府に命じた「議会に対する妨害」を問われた。ロバート連邦最高裁判官を裁判長とする上院での弾劾裁判は2020年1月に開始す

る予定だが、与党・共和党は短時間で裁判を終結させる方針という。憲法に定められた大統領権限をトランプ氏は逸脱したのか。米国の民主主義が問われる歴史的な局面であり、「政治ショー」で終わらせてはならない。「たとえ大統領であろうとも、法を超越することはできない。そこははっきりさせる必要がある。大統領は国民の信頼を裏切り、国よりも自身を優先することで、憲法やわれわれの民主主義、国家安全保障を危険にさらしている」。



史上3人目の大統領弾劾 異例のスピード訴追 大統領選への思惑交錯

おいかわ まさや
及川 正也
(毎日新聞論説委員)



ホワイトハウスで知事らと懇談するトランプ米大統領（2019年12月16日、閣議室で。ホワイトハウスのFlickrより）

下院司法委員会のナドラー委員長（民主党）は12月10日、トランプ氏への弾劾条項を発表する際にこう強調した。

訴追条項は、「権力の乱用」（第1条項）と「議会に対する妨害」（第2条項）の2本柱。

「権力乱用」では、①トランプ大統領は、ウクライナ政府に2020年大統領選への干渉を求めた②ウクライナに、軍事支援の凍結解除とトランプ氏との首脳会談実現の条件として、（2020年大統領選民主党候補者争いに馬している）政敵のバイデン前副大統領に関する捜査開始を表明するよう求めた③個人の政治的利益のために大統領の権力を乱用し、国家の安全保障や国益を損ねた——とした。

また、「議会妨害」では、「証言や資料提出を求める下院の召喚状を無視するよう連邦政府職員らに指示した」と明記した。後に報告された下院司法委員会の報告書では、「民主的選挙を腐敗させ、国家を裏切った」とトランプ氏を批判し、「憲法起草者たちは、大統領が個人的な利益のために権力を行使した場合は弾劾されると明確にしている」と指摘した。

これを踏まえ、下院司法委員会は12月12～13日、計14時間わたって議論した。トランプ氏が捜査を求めたとするバイデン氏をめぐる疑惑について、トランプ氏側は、次男のハンター・バイデン氏が役員を務めるウクライナの天然

ガス企業プリスマがウクライナ検察の捜査対象となったが、これを阻止するためにバイデン氏がウクライナの検事総長の辞任を当時のウクライナ政権幹部に要求し圧力をかけたのではないかと説明してきた。疑惑がある以上、捜査を求めるのは当然であり、「正当な外交活動」と位置付けている。しかし、民主党側はバイデン氏が辞任を迫ったのは、むしろ汚職摘発に検事総長が消極的だったからだと説明している。

また、バイデン氏は副大統領当時、ウクライナのポロシェンコ大統領に対し、この検事総長を解任しなければ財政支援を取りやめると圧力を強めた、ともされている。だとすれば、「カネに物を言わせたバイデン氏の外交圧力も弾劾にあたるのか」などの議論がメディアでも出た。いずれにせよ、バイデン氏の疑惑を裏付ける調査結果はなく、下院司法委員会は12月13日、弾劾訴追決議案を23対17で可決した。

下院本会議での弾劾訴追決議の可決は、民主党のペロシ下院議長が9月24日にウクライナ疑惑でランプ氏の弾劾調査を開始すると表明してから、わずか約3カ月というスピードでの弾劾訴追となった。これはしかも、ワシントン・ポストなど米メディアの報道で問題が表面化してから調査開始の表明まで1週間もなかった。これは、歴史的には異例のはやさだ。

異例のはやさの弾劾訴追

最初に弾劾訴追された大統領は、南北戦争末期に暗殺されたリンカーン大統領の後を継いだアンドリュー・ジョンソン氏だった。ジョンソン氏はもともと南部出身の上院議員だったが、南部離脱に同調せず、合衆国に残ったため、「和解と融和」のシンボルとしてリンカーン大統領が副大統領候補に指名した経緯があった。しかし、大統領就任後は南部出身者の本性を現わして南部優遇政策を取り、黒人の権利を擁護する議会の法案にことごとく反対し、敵対する政権幹部を罷免していった。

ジョンソン氏に対する弾劾は、連邦政府の高位職員について議会の承認なしに罷免できないとする連邦政府在職法に違反したなどとされたためだ。1868年2月に下院本会議で訴追されるが、実は1867年12月に一度、弾劾訴追が否決されている。この罪名が弾劾の対象となる「反逆罪、収賄罪、あるいはその他の重大な罪または軽罪」にあたるかどうかでもめたからだ。

否決されたことでジョンソン氏が議会の認めない人事を再び強行したことで下院が再び11条項の訴追案をまとめ、今度は可決した。この間わずか2カ月だったが、政権高官の罷免をめぐるジョンソン氏と下院の対立は1867年春から続いており、弾劾劇はその助走を含めるとほぼ1年が

かりの騒動だった。上院での弾劾裁判は1868年5月に終結し、11のうち3つの訴因では有罪判決に1票足りず無罪となった。

2人目のビル・クリントン氏に対する弾劾調査が始まったのは、1998年10月だった。下院司法委員会が、大統領に対する弾劾の可能性を調査することを決定し、3日後に下院本会議が大統領に対する弾劾手続きを開始することを決めた。弾劾訴追を決める下院本会議はその年の12月で「偽証」と「司法妨害」が訴因だった。上院での弾劾裁判は1999年1月7日に始まり、2月12日には「無罪」となった。

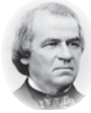
こう見てみると、クリントン氏のケースは、今回のトランプ氏の弾劾訴追とほぼ時期や期間を同じくしているようにみえる。しかし、実際には、クリントン氏への弾劾のきっかけとなったホワイトハウス研修生モニカ・ルインスキーさんとの性的関係問題の調査は、別のクリントン夫妻の疑惑を調べていたスター特別検察官が1998年1月から着手していたものだ。クリントン氏はスター特別検察官の捜査の過程でいったん否定した「不適切な関係」を認めるなど、9月にまとめた報告書では、丁寧にも弾劾に相当する11項目を列挙していた。これも弾劾調査に入るまでに9月間にわたる事前調査があった。だからこそ、議会での調査は3カ月で済んだわけだ。

また、下院本会議の弾劾訴追決議案の採決直前で辞任したため、訴追にはいたらなかったが、ウォーターゲート事件をめぐるニクソン大統領への弾劾調査は、調査開始から辞任まで1年半もかかっている。ニクソン氏のケースは異例で、敵対する民主党全国委員会本部への侵入事件に端を発するウォーターゲート事件をめぐる調査は最初、上院のウォーターゲート特別委員会で始まった。1973年2月のことだ。

この特別委員会と並行してコックス特別検察官による捜査も始まった。特別委員会では大統領側近らの証言から大統領執務室の会話は録音されていることがわかった。コックス特別検察官と上院特別委員会は、ホワイトハウスにテープの提出を命じたが、ニクソン氏はこれを拒否し、10月にコックス特別検察官の解任に及んだ（土曜日の夜の虐殺）。これを受けて下院は同月、弾劾調査を決定。テープ提出をめぐる連邦最高裁まで審議され、提出命令が出される。結局、下院が、「権力乱用」「司法妨害」「議会侮辱」の3条項での訴追を司法委員会が決めたのは1974年7月27日。ニクソン氏は下院での採決直前の8月9日に辞任した。

ニクソン氏とクリントン氏とは大きな違いがある。ニクソン氏に対しては、与党・共和党からも大統領の「隠蔽」や「もみ消し」に重大な疑念が出され、憲法が毀損されて

過去の米大統領への弾劾調査



ジョンソン
大統領

- ・1868年2月に弾劾訴追→同5月に「無罪」
- ・訴因：高位在職法など11条項



ニクソン
大統領

- ・1974年7月に下院委で弾劾条項可決→同8月に辞任
- ・訴因：権力乱用、司法妨害、議会侮辱



クリントン
大統領

- ・1998年12月に弾劾訴追→1999年2月に「無罪」
- ・訴因：偽証、司法妨害



トランプ
大統領

- ・2019年12月に弾劾訴追→弾劾裁判へ
- ・訴因：権力乱用、議会妨害

※写真は公式ホームページから

いないか、米国の民主主義が崩壊するのではないか、といった危機感から議会が積極的に解明に乗り出していた。

これに対し、クリントン氏の場合は、当時は野党で下院では多数派、上院では少数派の共和党が、勝利の可能性がほとんどないことを承知のうえで、クリントン氏へのダメージ戦略という「政治的理由」から訴追に踏み切った。与党・民主党の多くの議員もクリントン氏の大統領として不適切なふるまいや偽証を苦々しく思っていたが、憲法に照らして大統領を解任するまでには至らないと判断し、これも賛成しなかった。

弾劾裁判の行方

今回のトランプ氏のケースも、与党・共和党は「民主党による政治的目的の弾劾」として、上院ではほぼ足並みをそろえて反対する姿勢だ。下院司法委員会の報告書では、共和党の主張も紹介。ダグ・コリンズ司法委員会筆頭理事は「多数派（民主党）の行動は前例がなく、正当化できないものであり、弾劾の重要性を弱めるだけだ。将来の大統領に悪影響を与えるのは想像に難くない」と指摘した。

実際に、「トランプ氏を弾劾すべきだ」というタイトルの社説を掲げた米紙ニューヨーク・タイムズもその中で「下院が裁判や多くの重要証人の証言を聞くことなく先を急いだのは遺憾だ」と述べている。トランプ氏が召喚状に応じ



及川 正也 (おいかわ・まさや)

早稲田大学政治経済学部卒。1988年毎日新聞社入社。水戸支局を経て、92年政治部。首相官邸、自民党、新進党、民主党、防衛庁(現防衛省)、外務省などを担当。2005年からワシントン特派員としてホワイトハウスや国防総省を担当。オバマ氏が勝利した08年大統領選では全米を取材で回った。政治部、経済部、外信部各副部長を経て13年4月、北米総局長。16年4月論説委員、18年4月論説副委員長。「琉球の星条旗」(毎日新聞政治部、講談社)、「検証『大震災』」(毎日新聞『震災検証』取材班、毎日新聞社)などの執筆、編集に参加した。

ないよう指示したこともあるが、過去の弾劾例に比べると、あまりに短兵急であるのは否めない。

これに対し、共和党内院トップのマコネル院内総務は、2020年1月に予定される上院での弾劾裁判では早期決着を目指す考えを表明している。新たな証人を召喚することで弾劾裁判を引き延ばす狙いの民主党の要請は受け付けず、全面対決する姿勢だ。トランプ氏を罷免するには、定数100の上院の3分の2以上が必要だ。上院の多数は共和党が握っている。

世論調査でも、トラ

ンプ氏に対する弾劾の評価はほぼ一定している。12月15日時点の米政治サイト「リアル・クリア・ポリティクス」の各種世論調査の集計によると、弾劾支持は46・9%、不支持は47・6%とほぼ拮抗し、弾劾の支持が広がっているとはいいがたい。むしろ、共和党支持層はほぼ「反弾劾」で足並みをそろえており、共和党の上院議員が弾劾支持に回る可能性は極めて低い。

それでも、大統領の弾劾は歴史的には極めて珍しい事態だ。すでに公表されたトランプ氏とウクライナのゼレンスキー大統領との電話記録や、トランプ氏の側近だったソンドランド前欧州連合米大使らの議会証言などを踏まえると、大統領の言動には大統領再選という個人の利益のために国家の利益を基本とすべき外交を使ったとの見方を否定するだけの説明はなされていない。

合衆国憲法の解説本でもある「ザ・フェデラリスト」で権力の「抑止と均衡」について述べたジェームズ・マディソン(後の第4代米大統領)は、大統領というのは「外国勢力に対して、自分自身の信念を裏切る」かもしれないと指摘し、「弾劾」の必要性を論じている。米大統領を決める米国の民主主義にとって最も重要な選挙で外国から恣意的に協力を得ようとするのは、「国民への裏切り」だというわけだ。

単に、共和党と民主党の党派的な戦い、というのではな

く、世界的に影響力のある米国が、自国の憲法に照らして正しく政治が行われているのか、世界に規範を示すべきではないか。「政治ゲーム」として弾劾を扱うなら、「弾劾」の重みが増えます軽んぜられるだけだろう。